

兵庫県公報

令和7年10月14日 火曜日 第660号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○ 保安林の指定予定 (治山課)	1
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認 (水産漁港課)	1
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要 (水大気課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	4
○阪神間都市計画ごみ焼却場事業の認可 (都市計画課)	5
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定 (住宅政策課)	5

公 告

○ 落札者等の公示 (デジタル改革課)	5
○ 特約業者の指定の取消し (税務課)	6

病院局公告

○ 入札公告	6
○ 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施	11

正 誤

○ 平成31年2月26日付け兵庫県公報第3083号中	14
----------------------------------	----

告 示

兵庫県告示第941号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年10月14日

兵庫県知事 斎藤元彦

- 保安林予定森林の所在場所
洲本市五色町鳥飼浦字大掛山2777の2 (次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第942号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があつたものと認めた。

令和7年10月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
生穂区域	総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	令和7年9月26日
沼島区域	総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業	同上

~~~~~

**兵庫県告示第943号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があつた特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年10月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**1 申請の概要**

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

ブンセン株式会社

たつの市新宮町新宮387

代表取締役 田 中 智 樹

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

ブンセン株式会社

たつの市新宮町新宮387

## (3) 特定施設に関する事項

| 種類                                                                                                       | 4号二湯煮施設<br>(No. 1)                | 4号二湯煮施設<br>(No. 2) |       |       |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------|-------|-------|-------|
| 能 力                                                                                                      | 380L                              | 380L               |       |       |       |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                                                                        | 既 設                               | 既 設                |       |       |       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                                                                        | 既 設                               | 既 設                |       |       |       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                                                                        | 許可後                               | 許可後                |       |       |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                                                                      | 8時～17時 8時間                        | 8時～17時 8時間         |       |       |       |
| 使 用 時 間 の 季 節 的 変 動 の 概 要                                                                                | な し                               | 同 左                |       |       |       |
| 使 用 時 に<br>お い て 当<br>該 特 定 施<br>設 か ら 排<br>出 さ れ る<br>汚 水 等 の<br>汚 染 状 態<br>の 通 用 の<br>値 及 び 最<br>大 の 値 | 区 分                               | 通 常                | 最 大   | 通 常   | 最 大   |
|                                                                                                          | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水 素 指 数)        | 5～7                | 4.5～8 | 5～7   | 4.5～8 |
|                                                                                                          | 生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>(単 位 mg/L) | 5,200              | 7,800 | 3,900 | 5,900 |
|                                                                                                          | 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>(単 位 mg/L)     | 4,000              | 6,000 | 3,000 | 4,500 |
|                                                                                                          | 浮 遊 物 質 量<br>(単 位 mg/L)           | 250                | 300   | 300   | 400   |
|                                                                                                          | 窒 素 含 有 量<br>(単 位 mg/L)           | 150                | 200   | 150   | 200   |
|                                                                                                          | 燐 含 有 量<br>(単 位 mg/L)             | 100                | 150   | 100   | 150   |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単 位 mg/L)                                                                            |                                   | 2,000              | 2,500 | 2,000 | 2,500 |
| 使 用 時 に お い て 当 該 特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 量 (単 位 m <sup>3</sup> /日)                                |                                   | 0.5                | 0.8   | 0.5   | 0.8   |

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 4号ニ湯煮施設<br>(No. 3) |       |
| 400L               |       |
| 既 設                |       |
| 既 設                |       |
| 許可後                |       |
| 8時～17時 8時間         |       |
| な し                |       |
| 通 常                | 最 大   |
| 5～7                | 4.5～8 |
| 3,900              | 5,900 |
| 3,000              | 4,500 |
| 300                | 400   |
| 150                | 200   |
| 100                | 150   |
| 2,000              | 2,500 |
| 0.5                | 0.8   |

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年10月14日から同年11月4日まで  
 (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及びたつの市市民生活部環境課

~~~~~

兵庫県告示第944号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和7年10月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
カジ屋	佐用郡	佐用町	山脇	河原坂 大藪 カジヤ	316番92から316番94までの各一部、316番95、316番93地先の道路敷の一部 363番1、363番2の一部、363番4の一部 464番、465番、469番の一部、469番地先の道路敷の一部



兵庫県告示第945号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和7年10月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

三田市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

阪神間都市計画ごみ焼却場事業

(2) 名称

2号 三田市ごみ焼却場

3 事業施行期間

令和7年10月14日から令和10年9月30日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

兵庫県三田市香下地内

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第946号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和7年10月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
NPO法人ゲートキーパー支援センター	兵庫県伊丹市西野1丁目299番地27	兵庫県尼崎市御園町24番地 尼崎第一ビル902号	令和7年9月30日

公 告

落札者等の公示

WT.Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年10月14日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
県庁WAN運用管理委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画部デジタル改革課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年9月18日
- 4 落札者の名称及び住所
NTT西日本株式会社 兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番
- 5 落札金額
791,274,000円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年8月5日

~~~~~

#### 特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和7年10月14日

兵庫県知事 齋藤 元彦

| 氏名又は名称        | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日  |
|---------------|-----------------|----------|
| 株式会社 ペトロスター関西 | 芦屋市業平町5番20号     | 令和7年7月1日 |

#### 病院局公告

##### 入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月14日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工事名  
兵庫県立リハビリテーション中央病院 3階東病棟トイレ改修工事（以下「本工事」という。）
  - (2) 工事場所  
神戸市西区曙町1070
  - (3) 工事概要  
工種 建築工事一式  
鉄筋コンクリート造2・3階部分の改修工事（改修面積121.09平方メートル）
  - (4) 施工期間  
着工の日から令和8年3月31日（火）まで
  - (5) 最低制限価格  
有
  - (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格  
無
  - (7) 入札方式  
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

(8) 契約締結予定日  
令和7年11月下旬予定

(9) 支払条件  
ア 前払金 有  
イ 中間前払金 有  
ウ 部分払 有  
履行期間中1回以内とする。

エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築一式工事業に係る建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が建築一式工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 兵庫県神戸県民センター管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、令和7年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の建築一式工事における格付等級がA等級、B等級、C等級又はD等級であること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社黒田建築設計事務所

(ウ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の建築一式工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、建築一式工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ウ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

**4 契約条項を示す期間及び場所**

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

**(1) 閲覧期間**

令和7年10月14日（火）から同年11月5日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

**(2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）**

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課経営班

電話（078）341-7711 内線76068

**5 設計図書及び提出資料の様式等の交付****(1) 交付期間**

令和7年10月14日（火）から同月23日（木）まで（県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

**(2) 交付場所**

前記4(2)に同じ。

**(3) 交付方法**

無償で配布する。ただし、設計図書については、入札説明書等交付申出書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

**6 入札参加の手続**

本工事の入札参加を希望する者は、入札説明書等交付申出書及び入札参加申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

**(1) 提出期間**

前記5(1)に同じ。

**(2) 提出場所**

前記4(2)に同じ。

**(3) 提出部数**

1部

**(4) 提出資料等**

ア 入札説明書等交付申出書兼受領書

イ 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書

**(5) その他**

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

**7 設計図書に対する質問****(1) 設計図書に対する質問**

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

**ア 提出期間**

令和7年10月14日（火）から同月28日（火）まで（県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

**イ 提出場所**

前記4(2)に同じ。

**(2) 回答書の閲覧**

令和7年10月31日（金）までに本工事の入札参加を希望する者全員へ回答書を通知する。

**8 入札手続等****(1) 入札及び開札の日時**

令和7年11月6日（木）午前11時

## (2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館1階入札室

## (3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

## (4) 入札保証金

免除する。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具备した者であること。

(i) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(ii) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

## (6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

## (7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めるがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積ること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

#### 9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（県の休日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(i) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(ii) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

前記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

#### 10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者としないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に關係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

#### 11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。
- (2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

#### 12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

#### 13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

~~~~~

政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

令和7年10月14日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立加古川医療センター院長 田 中 宏 和

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

兵庫県立加古川医療センター総合医療情報システム 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が兵庫県立加古川医療センター総合医療情報システム更新に係るプロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和8年10月30日（金）

(4) 履行場所

兵庫県立加古川医療センター 加古川市神野町203番地

2 参加資格

- (1) 総合医療情報システムの取扱いをしており、日本国内において、過去5年間において一般病床300床以上の高度急性期又は急性期医療機関における同等のシステム導入を受注し、納入した実績を5件以上有する者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県（以下「県」という。）の入札参加資格制限基準による資格制限を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。
- (5) 兵庫県税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからウに該当する者でないこと。（必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行うことがある。）
- ア 役員のうち次のいずれかに該当するものがある法人等
- (i) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (ii) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記(i)に該当する者
- イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支援する者
- ウ その法人等の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が上記ア及びイのいずれかに該当する者

3 参加手続

(1) 事務局

〒675-8555 加古川市神野町神野203番地
県立加古川医療センター総務部医事企画課
電話(079)497-7000（代表）
FAX(079)497-7031

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和7年10月14日（火）から同月23日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和7年10月16日（木）から同月27日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和7年10月27日（月）の午後4時までの受取とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、事務局への持参、電子メール又は郵送とする。送付先電子メールアドレスは、募集要項配布の際に伝える。

イ 受付期間

令和7年10月16日（木）から同月31日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和7年10月31日（金）の午後4時までの受取とする。

ウ 質問回答期間

令和7年10月29日（水）から同年11月17日（月）まで（県の休日を除く。）の期間内に、質問書提出者及び参加表明書提出者に対して順次電子メールもしくはFAXにより送付する。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和7年10月16日（木）から同年11月21日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和7年11月21日（金）の午後4時までの受取とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

募集要項に定める。

(6) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対して、提出された企画提案内容についてのプレゼンテーションを求める。
イ プレゼンテーション実施の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立加古川医療センター総合医療情報システムプロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立加古川医療センター総合医療情報システム」の契約予定者となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 期限までに提案書を提出しなかった者

イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要項に定める様式に適合しない場合は、提出された提案書を無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要項による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Tanaka, Director of Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Proposals for Medical total information System

(3) The acceptance period for the submission of proposals:

From 9:00am to 4:00pm every weekday from Thursday, October 16 through Friday, November 21, 2025

(4) Contact point for the notice:

Medical Professions Division, Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center, 203,

Kanno, Kanno-cho, Kakogawa-shi, Hyogo 675-8555
TEL (079) 497-7000

正 誤

○平成31年2月26日付け（兵庫県公報第3083号）
兵庫県告示第155号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
7	上から 6	518番191	519番191